

理容所構造設備の概要

営業施設使用部分	階建 / 使用階			階
床の材質	コンクリート・タイル・塩ビシート・木・その他（材質： ）			
腰板の材質	コンクリート・タイル・塩ビシート・木・その他（材質： ）			
施設の面積	作業室 m ²		客待場所 m ²	
作業椅子	台	内訳	理容椅子 台	その他 台
作業室と客待場所の区画	ケース・ついたて・パーテーション・テーブル・その他			
流水設備	上水：水道直結・その他 / 下水：公共下水道・浄化槽			
洗髪器	有・無（上水：水道直結・その他 / 下水：公共下水道・浄化槽）			
消毒方法	かみそり・血液付着等		煮沸・エタノール浸漬・次亜塩素酸ナトリウム	
	上記以外の皮膚に接する器具		煮沸・エタノール・次亜塩素酸ナトリウム・逆性石けん グルコン酸・両性界面活性剤・紫外線・蒸気	
消毒設備	薬液容器 個		エタノール綿容器 個	
	紫外線・煮沸器・蒸気			
	設置場所 専用流しそば・洗髪器そば・作業椅子そば・その他			
	消毒済器具容器の種類 戸棚・密閉容器・その他			
	未消毒器具容器の種類 容器・器具皿・その他			
	タオル格納容器 箇所		未洗淨タオル容器 箇所	
採光・照明	採光窓 有・無		100ルクス以上の照明 有・無	
換気設備等	自然換気・換気扇 個		開放型燃焼器具 有・無	
その他の設備	フタつき汚物箱 個		フタつき毛髪箱 個	
平面図				
出張理容	有・無		条例第5条*適用	
顔そり専門	有・無			

※ 社会福祉施設等において身体の障害、疾病その他の理由により、第3条に規定する措置に適合する理・美容所に来ることが困難な者（以下「利用困難者」という。）に対して専ら理・美容の業務を行う理・美容所を開設する場合の衛生上必要な措置は、同条第1号及び第2号に規定する措置に代えて、理・美容の業務を行う作業室が利用困難者の状態等を勘案し、当該業務の実施及び衛生の保持に支障がない十分な広さを有することとする。